

名古屋市男女平等参画基本計画2030（案）に対する  
市民意見及び市の考え方

名古屋市男女平等参画基本計画2030（案）に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。  
いただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表します。  
なお、ご意見の内容は、原文を一部要約または分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

令和8年3月

名古屋市



# 1 名古屋市男女平等参画基本計画 2030（案）に対する市民意見の概要

## (1) 募集期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月4日（水）

## (2) 意見提出状況

提出方法	郵送	ファックス	電子メール	Logo フォーム	合 計
提出者数	0人	1人	3人	2人	6人
意見数	0件	5件	18件	7件	30件

## (3) 意見の内訳

項 目	意見数
第1章 基本計画の策定にあたって	0件
第2章 計画策定の背景	0件
第3章 計画の概要	0件
第4章 施策の展開	
分野Ⅰ 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現	
方針1 性別にかかわる人権の尊重	4件
方針2 性別にかかわる人権侵害の解消	9件
分野Ⅱ 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現	
方針3 方針決定過程への女性の参画拡大	3件
方針4 働き方改革と女性活躍の推進	4件
方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大	3件
方針6 地域における男女平等参画の促進	4件
分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現	
方針7 男女平等参画のための意識変革	2件
第5章 計画の推進体制	0件
その他	1件
合 計	30件

## 2 名古屋市男女平等参画基本計画 2030（案）に対する市民意見の内容及び市の考え方

### (1) 第4章 施策の展開

#### 分野Ⅰ 性別にかかわらず人権が尊重され、尊厳をもって安心して暮らすことのできる社会の実現

##### 方針1 性別にかかわる人権の尊重について（4件）

###### 【市民意見】

- ▶ 名古屋市男性相談は電話と面接のみであり、女性相談に比べて規模や周知が限定的である。男性特有の悩み（離婚による子との引き離し、養育費の負担、孤独感など）に寄り添う専門的な相談体制を抜本的に強化し、男性の生存権を守る視点を盛り込んでほしい。

###### 【市の考え方】

男性においては相談につながりにくい傾向がみられることから、悩みを打ち明けることへの抵抗感をなくす啓発やカード等を日常の目につきやすい場所に設置するなど相談窓口の周知に取り組むとともに、相談状況やニーズを踏まえながら、相談体制の充実に取り組んでまいります。

###### 【市民意見】

- ▶ 性差を考慮した生涯にわたる健康支援について賛同するが、学校での保健体育における性教育の推進にあたっては、行き過ぎた性教育となったり、セクシュアル・ハラスメントとなったりしないよう、慎重にすべき。

###### 【市の考え方】

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しているところです。引き続き子どもの発達段階を踏まえ、学校全体で共通理解を図ることや保護者の理解を得ることなどに配慮しながら、指導を実施してまいります。

###### 【市民意見】

- ▶ 名古屋では多くのスポーツ大会が開催されているが、世界中で起きている自認女性選手が女性大会に出場してトラブルが起きるリスクがある。「あくまでも生物学的な男女で分ける」「トランスジェンダーだけのカテゴリーの新設」などの方針も整理する必要があると思う。

###### 【市の考え方】

競技大会の方針については、各競技団体において整理されるものと認識しております。

### 【市民意見】

- ▶ 風俗業界に関して実質「黙認」状態にしていることで女性の権利や賃金が改善されていない部分もある。改善を考えるのであれば、性風俗を合法化・公営化してでも管理する覚悟が必要である。

### 【市の考え方】

風俗営業等に関する制度については、国の法制度に関わるものであると認識しております。

## 方針2 性別にかかわる人権侵害の解消について（9件）

### 【市民意見】

- ▶ 男性が被害者、女性が加害者のDV・セクハラに対して軽視、黙殺されるケースが多い。「男性への逆差別」を生まない取り組みが必要である。
- ▶ DV防止啓発において、「配偶者の同意なく子どもを連れ去る行為」や「正当な理由なく親子交流を遮断する行為」もまた、配偶者に対する支配的なDVであり、子どもに対する虐待であることを明確に定義してほしい。これらは親としての権利を侵害する重大な人権侵害であり、男女平等参画社会において決して容認されるべきではない。

### 【市の考え方】

DVやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、性別にかかわらず、被害者の尊厳を損なう重大な人権侵害であり、誰もが安心して相談・支援につながれるよう取組を進めてまいります。また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等が被害の見えにくさにつながることから、こうした意識の解消にも努めてまいります。

配偶者からの暴力及び、児童虐待の定義については、それぞれ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「児童虐待の防止に関する法律」において示されています。DV防止啓発においては、DV被害者だけでなく、被害者の子どもも被害や影響を受けるという視点をもって適切な理解の促進に取り組んでまいります。

### 【市民意見】

- ▶ 夜の栄に集まってくる若年女性を性暴力から守る実効的な活動が必要。また、買春者こそ罰せられ、売春者へは経済的・社会的支援を、が当たり前になるように啓発をお願いしたい。

### 【市の考え方】

相談につながりにくい、つながっていない対象者を発見し、問題の解決や自立に向けた相談につながるよう繁華街やSNS上での見回りや初期相談を実施する、若年女性へのアウトリーチモデル事業を令和7年度より開始したところです。引き続き、周知啓発に努めてまいります。

### 【市民意見】

- ▶ 性犯罪について、未成年が被害者となるケースだと約半分は家族・親族・知り合いが加害者となっている。その事実を認識した上で対策や方針を検討する必要がある。
- ▶ 痴漢や盗撮加害者にさせない対策を考えてほしい。性犯罪者の多くは性刺激への依存が見られ、そのきっかけは早いと幼稚園や小学校低学年に始まり、小学生から犯罪を始めて、より強い刺激を求めて犯罪をエスカレートさせていくそうであるため、子どもに強い性刺激を与える環境を変える方策、性犯罪者と予備軍（捕まっていなくても既に依存症になっている者）への治療プログラムの実施も専門家の皆さんと考えてほしい。

### 【市の考え方】

子どもの性犯罪や性暴力の防止については、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」において、子どもの権利や性に関するルール等に加えて、身近な人からの性加害が多く、誰でも性被害に遭うリスクがあることについても教育・啓発することが有効とされています。これらを踏まえて、子どもへの教育・啓発を実施してまいります。

また、子どもの権利や性に関するルール等について、子どもの発達段階に応じて教育・啓発することが重要とされています。「相手が嫌がることをしないこと」「人と人との間の安心・安全な距離（境界線）があること」なども含め、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発を実施してまいります。

性犯罪・性暴力など性別に起因する暴力は重大な人権侵害です。子どもは、性被害への認識が十分でないことや、親族関係等身近な者からの被害は潜在化・深刻化しやすいこと等に留意し、予防啓発及び被害者支援に取り組んでまいります。

### 【市民意見】

- ▶ 施策6 について、様々な困難（人権課題）が交差している場合は、対応する機関や支援者においても単独では対応できない場合があり、これからの相談事業では、こうした視点が必要である。「様々な困難を抱える人々への支援」とあるが、「様々な困難を抱える人々（略）およびそれらの困難の課題が交差している人々への支援」とした方が適切である。
- ▶ 様々な困難を抱える人々への支援について、外国人等への支援は男女平等参画とは関係ないものとする。もし必要であれば、男女平等参画とは別の財源を充当すべき。また、ひとり親への支援ですが、不正防止にも取り組んでいただくことを期待する。
- ▶ 「ひとり親家庭への支援」が重点施策とされているが、事後的な対処療法にすぎない。民法改正により令和8年までに導入される「共同親権」を見据え、安易にひとり親家庭とならないための「離婚前の関係調整支援」や「共同養育の推進」を明記すべき。ひとり親を支援する以前に、「子どもが両親から養育を受ける権利」を保障し、ひとり親化を防ぐことこそが、女性の貧困対策としても、子どもの福祉としても最も効果的な施策である。

- ▶ 人権擁護委員と連携した人権相談の実施とあるが、人権擁護委員への部落女性に係る人権研修がまず必要である。

#### 【市の考え方】

貧困や差別・偏見などさまざまな社会的困難が交差し、さらに性別に起因する生きづらさも加わることで、複合的な課題を抱える人々があり、こうした方々が安心して暮らせるよう、それぞれの困難に関する理解の促進を図るとともに、関係機関が連携し、個々の状況に応じた支援に取り組んでまいります。

ひとり親家庭となる事由には、離婚だけでなく、死別や未婚での出産などそれぞれの事情があります。また、男女の就労形態の違いや賃金格差等の社会構造を背景として、ひとり親家庭の相対的貧困率が高い状況にあるなど、こういった課題に対応し、ひとり親家庭の親子が安心して生活できるよう、ひとり親家庭への支援をすすめていく必要があると考えております。また、ひとり親家庭への支援事業につきましては、適正受給となるよう努めております。令和8年4月1日に施行される民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関するルール）につきましては、子どもの利益を最優先に考えた視点が重要であるということの周知啓発を引き続き取り組んでまいります。

人権擁護委員と連携した人権相談の実施については、関係機関と共有し、性別ゆえの生きづらさと部落差別との交差性を踏まえ、引き続き連携して相談事業に取り組んでまいります。

## 分野Ⅱ 性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

### 方針3 方針決定過程への女性の参画拡大について（3件）

#### 【市民意見】

- ▶ 能力があつて、管理職となりたい人を管理職に登用すれば良く、無理やり女性の登用促進をしたり、管理職の男女比の目標値を設定したりすることに反対する。
- ▶ 女性職員の管理職登用にあって、入庁時からの研修とともに、妊娠・出産時における配慮やシングルマザーへの配慮も必要である。
- ▶ 学区における区政協力委員長の女性比率を高めるためには、男性の意識変革をどのようにしていくのか、具体的に考えていかなければならない。

#### 【市の考え方】

管理職登用をはじめとする女性の活躍推進にあたっては、本人の意思が尊重されるべきものとされており、本市としても、この考え方に基づき取組を進めています。一方で、固定的な性別役割分担意識や社会慣行等により、能力を發揮しにくい状況が生じてきたとの指摘もあります。こうした課題を踏まえ、性別にかかわらず個性と能力を十分に發揮できる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

市役所女性職員の活躍推進については、新規採用者研修や女性職員を対象とした研修などの実施、出産・育児等の事情がある職員の受験延期制度（課長補佐昇任選考の第2次試験の受験を一定期間延長）等を実施しております。引き続きこれらの取組を実施することで、女性職員の活躍を推進してまいります。

区政協力委員長の女性比率については、区政協力委員における女性委員の登用についての理解と周知を図るために、区政協力委員に対し「男女平等参画」に関する啓発資料の配布等を実施しており、引き続き啓発に取り組んでまいります。

### 方針4 働き方改革と女性活躍の推進について（4件）

#### 【市民意見】

- ▶ 企業規模や業種により対応可能な内容や取り組みのスピードに差が生じやすく、施策の推進にあたっては、画一的な取組の要請とならないよう、企業の実態や負担感に十分配慮した制度設計となることを期待する。
- ▶ 人材やノウハウに制約のある中小企業にとっては、制度導入や職場環境整備が課題となる場合も少なくなく、こうした点を踏まえ、取組の方向性に加え、企業が参考としやすい具体例や支援策を分かりやすく示すことが望ましい。

#### 【市の考え方】

企業の実態に即した取り組みとなるよう、令和6年度に実施した「名古屋市女性の活躍実態調査」における産業分類別・従業員規模別で把握した課題等も踏まえ、企業の取り組みの促進を図ってまいります。

また、中小企業における課題を踏まえ、取組を検討する際の参考となるよう、企業の好事例を広く発信するとともに、セミナーの実施などを通じて、企業の取組を支援してまいります。

#### 【市民意見】

- ▶ 男性も育児に参画するには、相応の期間育休を取得する必要があるとあり、育休取得率に加え、育休取得日数の中央値および平均値等についても、目標として設定すべき。
- ▶ 育休を取得する上で、法令上原則として子が1歳に達するまでという短い期間しか取れないことや、育児休業給付金が少なく経済上の理由から仕事に復帰せざるを得ないという事例もある。育休を取りたい人が十分に取れる制度設計も必要であると考えている。

#### 【市の考え方】

企業における男性の育児参画の取組みを促進するため、子育て支援企業認定・表彰制度において、男性の育休取得率が50%を超えていることや、男性の育児参画を促進する制度があることを評価項目の一つに位置づけております。

加えて、法定を超えて育児休業を取得できることのほか、妊娠・出産・育児に関する手当等の経済的支援、復職やキャリアアップへの支援制度等があることも評価項目に位置づけています。従業員が希望する働き方を選択できる環境を、企業が提供していくことが大切であると考えております。

### 方針5 ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児・介護等への参画拡大について（3件）

#### 【市民意見】

- ▶ 多様な子育て事業として、多くの保育事業が含まれているが、必要性を十分に再検討する必要があると考える。保育士不足の現代にあっては、保育士の負担を軽減することが重要であり、これらの施策はそれに逆行する。親が、子供を保育所に預けなくても済む社会づくりをすることが先決である。
- ▶ 男性の育児の参画については、出産前からの教育（パパ教室など）についても充実させることで、育休が「ただの休み」ではなく、育児へ参画する機会となるよう、取り組んでほしい。
- ▶ 男性の育児参画を促進しているが、一方で離婚等により別居親となった途端に、育児を行いたくても法制度や運用の不備により遮断される男性が多数存在する。男性の育児参画を真に推進するのであれば、婚姻中のみならず、離婚後・別居後においても父親が育児に関わり続けられる環境整備（面会交流の拡充、共同養育の支援）を、男女平等参画の重要課題として位置づけてほしい。

#### 【市の考え方】

多様な子育て支援事業として、延長保育や一時預かり事業など、多様な保育サービスを提供しておりますが、それらは子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要量を見込んだうえで適切に実施しております。

また、保育士の負担軽減は重要な課題であり、本市としても様々な負担軽減策に取り組んでおります。

男性の育児参画については、共働きカップルのためのパパママ教室や保健センターでの両親学級のなかで、育児に関する保健知識や働きながらの子育てに関する知識の普及、抱っこ・沐浴などの体験に加えて、参加者同士の交流など父親も育児のイメージを持てるような内容を行っています。出産前から夫婦で育児のイメージを持てるよう、今後こうした取組を継続していきます。

また、子どもが安心して生活し、健やかに成長できるよう、父母の親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの人権が尊重されることが必要です。親子交流は子どもの健やかな成長のために大切なことであると認識しており、子どもの最善の利益を最優先とし、子どもの視点に立って、十分に協議していただくことが必要であると考えております。

### 方針6 地域における男女平等参画の促進について（4件）

#### 【市民意見】

▶ 防災や災害救助について肉体的な性差を埋められる部分としてはドローンや無人機による活動がある。女性の操縦者の育成を促進することで、災害時に女性の活躍できる範囲を増やせると考えます。特にドローンについては法的な規制緩和も並行して進める必要があります。

#### 【市の考え方】

ドローンは女性を含む多様な人材が活躍できる分野であるとともに、災害時に限らず様々な活用のあると考えております。

現在でも災害活動において、ドローンを活用しており、今後は、いただいた意見を参考に国の動向を注視しつつ適切に検討してまいります。

#### 【市民意見】

▶ 避難所運営にあたって女性や障がい者、高齢者等 当事者が入ることが必要  
▶ 防災時のベッドやパーティション、簡易授乳室などについて「段ボール製」という文字だけで実際の耐久性や機能面を無視して「女性軽視」とクレームをつけられるケースも起きている。導入時には耐久性や機能面の丁寧な説明をすることでクレームを予防できると良いと思う。

▶ 災害時の避難所運営において、「別居親」の視点が欠落している。災害時、子どもと同居していない親（別居親）は、わが子の安否確認すら困難になるケースがある。男女平等参画の視点から、災害時においても親子が分断されないよう、また安否情報が双方の親に確実に伝わるような仕組みづくり（避難所名簿の運用改善など）を明記してほしい。

#### 【市の考え方】

要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりに取り組むことが、避難所運営の基本的な考え方となっています。

そのため、本市の避難所運営マニュアルには、男女のニーズの違いなどに対応できるよう、避難所管理組織への参画が、男性、女性とも、できる限り4割以上になるよう記載しております。障がい者や高齢者等の要配慮者につきましても、それぞれの特性に応じた個別の配慮が必要であり、当事者の意思などを確認しながら必要な配慮を行うよう記載しております。

また、本市が備蓄しているベッドやパーティション等の耐久性や機能面については、粗悪品等が導入されないよう、避難者の性別によるニーズの違いに配慮したうえで、十分に精査検討し、調達に係る仕様において定めております。備蓄物資・資機材の耐久性や機能面等について、市民の皆様にご理解いただけるよう、訓練等で活用するなど丁寧な説明に努めてまいります。

避難者の名簿については、各避難所ごとに取りまとめており、直接避難所に問い合わせいただくこととしております。ただし、名前の公表に同意いただいていない方につきましては、問い合わせに対応できませんので、ご了承をお願いいたします。また、災害時に家族や知人との間で安否確認や避難場所の連絡等をスムーズで行うための「災害用伝言板」や「災害用伝言ダイヤル」などのサービスのご利用もご検討ください。

## 分野Ⅲ 男女平等参画意識が浸透した社会の実現

### 方針7 男女平等参画推進のための意識変革について（2件）

#### 【市民意見】

- ▶ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に30%強が賛成している。方針7の「意識変革」が、この人達を「間違っている」と否定・誹謗中傷する風潮の流れにならないか危惧している。「本人の意思でどちらも選べること」があるべき姿である。
- ▶ 男女平等に関する広報・啓発・教育の推進には反対する。国や市が「かくあるべし」と啓発・教育することは、それ以外の多様な価値観を封殺することにつながる。

#### 【市の考え方】

本市では、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、男女平等参画基本計画に基づき総合的かつ計画的に施策を推進しております。男女間の賃金格差や女性の管理職割合が低いことなど、課題の解消に向けて取り組みを進めておりますが、個人の意思により、それぞれのライフスタイルを選択することは尊重されるべきものであると考えております。

### (2) その他（1件）

#### 【市民意見】

- ▶ 男女共同参画の取り組みにNPOへの公金注入というイメージがついている。取り組みの中でNPOと連携する場合には連携する目的や事業内容、金額などはしっかり公表することが炎上やクレームを防ぐことになる。

#### 【市の考え方】

透明性の高い市政の推進のため、民間団体との連携に際し、法令や補助金要綱等に基づき、適切に情報の公開をしております。



**名古屋市男女平等参画基本計画 2030(案)  
に対する市民意見及び市の考え方**

令和 8 年 3月

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

電話 (052)972-2234

FAX (052)972-4206

電子メール [a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp)